

坂下中学校いじめ防止基本方針

2024.10.1 全面改訂

2025.1.31 改訂

はじめに

いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、身体や生命に重大な危険を及ぼすこともある問題であり、どの子にも起こり得る問題でもある。全教育活動を通して、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」人間関係づくりを醸成することを大切にするとともに、万が一、いじめが発生した場合には、その解決に当たって当事者、教職員、保護者、地域が協働して対応することが重要となる。また、解決が図られたとしても、当事者が、意欲をもって学校生活に取り組むようになるまで継続的にかかわることが必要である。

よって、坂下中学校において、いじめの防止、解決のための対策を総合的、かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

ここに定める「坂下中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

Ⅰ いじめの問題に対する基本的な考え方

（Ⅰ）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（Ⅱ）教師の心構え

いじめを許さず、生徒の安心安全をしっかりと守るために

- 1 すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- 2 未然防止を基本としながら、早期発見・早期対応に最大限努力をする。

【未然防止】

- ◎「居場所」づくりと「絆」づくり
- ◎多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくり
- ◎自己信頼感の醸成
- ◎「困った、助けて」と言える雰囲気づくり
- ◎「わかる授業づくり」授業改善
- ◎未然防止の組織的な体制づくり
- ◎未然防止教育の充実

【早期発見・早期対応】

- ◎「必ず守る」という毅然とした態度
- ◎組織的な発見・対応（事案への共通理解）
- ◎些細なことでも担当者に報告
- ◎正確な事実確認（即日、個別、同時）
- ◎定期的なアンケートの実施
- ◎教育相談の充実
- ◎SNSを介した誹謗中傷への対応に関する啓発

【保護者との連携】

- ◎生徒についての日常的な情報交換で信頼関係を構築
- ◎迅速で誠実な対応（即日、訪問）
- ◎学校の取組の情報公開

【関係機関との連携】

- ◎教育委員会、警察、子ども相談センター等と必要に応じた連携
- ◎やさか3小学校との連携

《「いじめ」指導への基本的な考え方》

- 人間なら必ず「いじめの芽」をもっている。ゆえに、「いつでも、どこでも、だれにでも」いじめは生まれると考えるべきである。「いじめはない」「これはいじめではない」という認識の中に油断が生じ、発見や対応の遅れやいじめの複雑化深刻化を招くことになる。「いじめは必ずあるはずだ」と意識して取り組むことが大切である。
- いじめは本能であると考えらる。ただ、その本能をコントロールできる「理性」をもっているのも人間である。明るく前向きに人と関わり合うことができる児童生徒にはその「理性」が自然に育っていく。すなわち、自分の居場所があり、仲間との絆が自覚される学校や学級、自己信頼感がもてる生活を実現することが、いじめを未然防止することになる。

2 いじめの未然防止

いじめは、いつでも、どの学校でも、どの子にも起こり得る。

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ◆「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ◆「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ◆「いじめは、自分から言いづらいもの」
- ◆「いじめは、見ようと思って見ないと見つけない」

だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」をはぐくむ指導が重要である。

また「いじめはしない」「いじめは許さない」という集団に育て上げることが大切であり、日常的に、一人一人がかけがえのない存在であるという認識、他人を思いやること、相手の立場に立って考えることができるような望ましい人間関係づくりに努めることが重要である。

1. 未然防止のとらえ方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント

◆生徒の「居場所」づくり

◆生徒同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題

「規律」・「学力」・「自己信頼感」・「自己指導能力」

～規律を遵守した生活の心地よさ、学力をつけることの楽しさを感じ、「自分もまんざらでもない」「認められている」「仲間に必要とされている」という実感をもった生徒～

【「居場所」と「絆」のある学校・学級】

- ☐「学習規律」が確立された秩序ある学級・授業
- ☐「わかった」「できた」「楽しい」と思える授業
- ☐「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- ☐「共感的な人間関係づくり」「自発性・自治力」を磨く特別活動
(学校行事・学年行事・生徒会活動・学級活動)

【生命や人権を大切にする指導】

- ☐「生命尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育(毎月の人権の日・人権集会)
- ☐人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」「思いやり」を学ぶ道徳教育
- ☐「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- ☐いじめに特化した教職員研修会
(いじめに気付くための組織的な取組)
- ☐「聴衆」「傍観者」を生まない「相談者」「仲裁者」を生み出す道徳教育・人権教育

2. いじめ未然防止のために

- ・日常的に毅然とした態度でいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を出し、学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も「いじめを肯定している」ことを理解させ、傍観者から抑止する側に転換させる。
- ・「遊びの延長だから」という軽い気持ちや行為が、人を傷つけていることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒のいじめを助長したりしないように細心の注意を払う。
- ・発達障がいを含む障がいのある生徒への教職員による個々の特性の理解、情報の共有を行う。
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に対する教職員の正しい理解の推進を行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながると認識すべきである。早期発見のためには、日頃から教師と生徒との人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教職員や保護者、大人が気付きにくいところで起こっており、潜在化しやすいものということを強く認識しなければならない。教員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒にかかわるすべての職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

1. 早期発見の基本

◇生徒のささいな変化に気付くこと

・常に生徒につき組織的な見届け体制（生徒が話題に上る職員集団）

→気になる変化（遊びやふざけのように見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気付いた情報を担当者に報告→担当者は校長に報告→「いじめ対策委員会」の招集

→全職員で情報共有（気になる情報からいじめの発見）

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→「即日」「訪問」「いじめられた側の心のケア」を基本とした初期対応と加害者側への継続的な指導

【日常的に行うこと】

～生徒のささいな変化に気付くために～

- 朝の会での健康観察の場面で、一人一人の顔を見る。特に気になる生徒とのアイコンタクトをする。常に生徒に声をかける。気になることはすぐに口にする。
- 休み時間等の人間関係に気を配り、一人でいる生徒に声をかける。
- 生活ノート等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感に対応する。
- 生徒の持ち物や教科書・ノートの汚れや変化を常に見る。

【定期的に行うこと】

～主に組織で対応すること～

- 生徒の心身の状況を把握するために、「心と身体健康調査（いじめを含む）」や個人面談を定期的に行う。
- 学年会や主任会、教育相談委員会等で気になる生徒について交流する。短期的・長期的な支援を検討し明らかにする。指導後は定期的に人間関係を見届ける。
- 職員のいじめの指導に対する意識を高めるため定期的なチェックと研修を行う。

『アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする』

2. 相談しやすい環境づくり

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意を払い、真摯に受け止める。

① 本人や周囲の仲間からの訴えについて ※普段からの信頼関係が大切

【心身の安全の保証・事実関係、心情の傾聴】

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、本人の心のケアを最優先する。
- ・事実関係の客観的な把握と心情を聞き取る。※聞き取りは、必ず一人ずつ。集団でおこなわない。

② 保護者に対して

【日頃の連携に努める】

- ・生徒の良さや気になること等、日頃から学校の様子を連絡する。

4 いじめの早期対応

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合は問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめは「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こり得るものと意識する。問題行動や事故対応と同様に、躊躇せずに組織で動くことを基本とした確かな初動体制で指導に臨まなければならない。いじめられている（と感じている）生徒の苦痛を取り除くことを最優先とし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方向を決める。いじめを深刻化、複雑化させないことを強く意識して対応する。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。

問題行動の発見

生徒指導主事に報告

いじめ事案を校長に報告

校長が「いじめ対策委員会」を招集

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、必ず組織で対応）

正確な事実把握

【把握すべき情報〈例〉】

- ◆誰が、誰をいじているのか？
（加害者・被害者の把握）
- ◆いつどこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（いじめの形態）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？（期間）

- 被害を訴える生徒から事実と心情を十分に聴き取る。
 - ・聴き取る場所や時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる生徒及び周囲の生徒からの聞き取りを行う。
 - （即日、同時、個別、とどめ置き）事実と推論の分離
 - ・5W1Hを時系列になるように整理して聴き取る。
 - ・複数の教員で個別に聴き取り事実を確認する。
 - ・該当生徒の聴き取りは同時進行で行う。
 - ・聴き取るときは決めつけず慎重に注意深く聴き取る。
 - ・事実を突き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - （突き合わせ時は生徒をとどめ置く）
 - ・立場としてはいじめられた生徒に寄り添い、いじめた側の生徒の事情も聞く。
 - ・いじめた側の心情が理解できる場合があったとしても、それがいじめでよいことにはならないことを毅然と伝える。

指導体制・指導方針の決定

- 指導のねらいを明確にする（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担 ○全職員への共通理解
- 関係機関との連携の取り方

【生徒への指導・支援】

- 被害生徒のつらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる支援を行う。
 - 同時に自尊感情を高める声かけをする。
- いじめた生徒に対しては、事実確認と同時に心情面も聴き取り、いじめの背景にも目を向けて指導・支援する。その上でいじめが人として決して許されない行為であり、相手の気持ちをしっかり認識させる。
- 当事者だけの問題に留めず、学級や学年、全校の問題として捉えその後の指導に生かす手立てを講じる。

【保護者との連携】

- ◆被害生徒の保護者に対して
 - その日の内に保護者と面談し、不安を払拭する。事実関係と学校の方針を伝える。
 - 保護者の心情を共感的に受け止め、解決に向かえるように協力を依頼する。
- ◆加害生徒の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害生徒の変容に向けての協力を依頼する。

継続した指導 観察 保護者との連携

事後の対応

- 加害生徒への指導、被害生徒のケア
（両生徒の状況の見届けと教育相談の実施を確実に行う。）
- 教育相談の継続・SCやS相の活用
- 心の教育の充実を図り、集団を再構築する。

いじめの解消要件
（次の2点を満たす）

- ☐ いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続している。
- ☐ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

【「重大事態」と判断された時の対応】

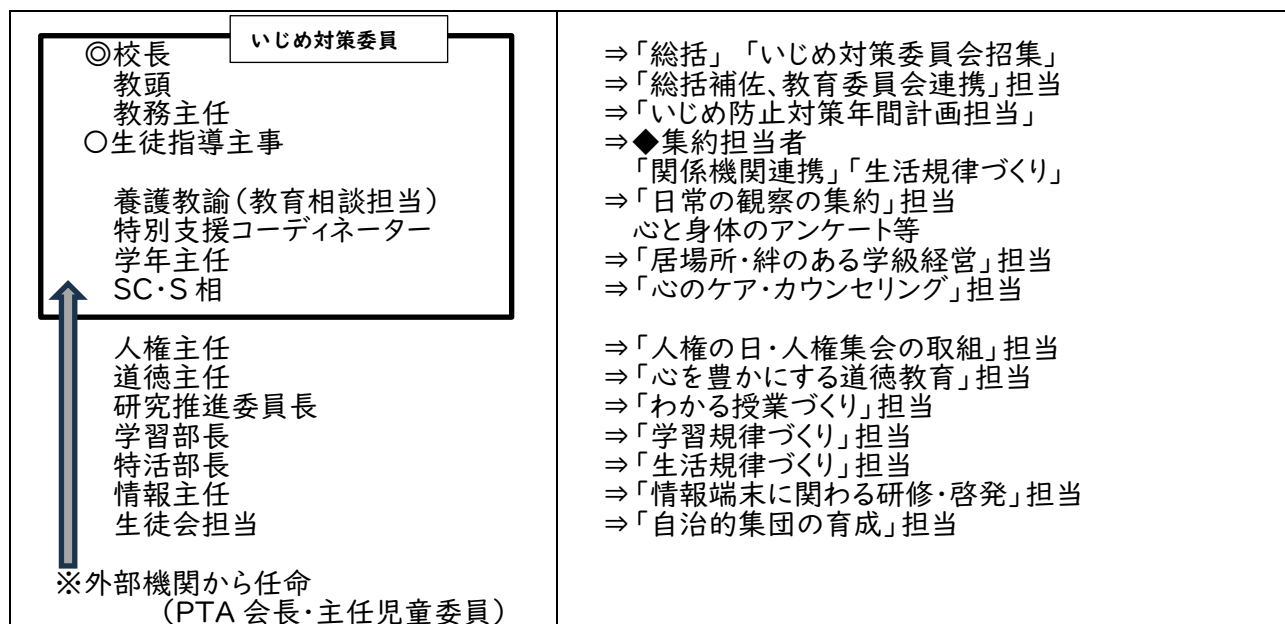
- ◆いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【第1号】
- ◆いじめにより生徒が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき【第2号】
- ◆被害生徒や保護者から申し立てがあったとき

【主な対応】

- ・調査を開始する前に被害者、保護者に対して丁寧に説明を行う。
（①調査の目的・目標 ②組織の構成、人選 ③調査時期・期間 ④調査事項・対象 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供）
- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ※対応に時間がかかる場合は途中経過を報告するなど、被害者に配慮した対応をする。
- ※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版<一般的な重大事態調査の流れ>【文部科学省】参照

5 いじめ防止の対策のための組織

いじめ未然防止・対策委員会



【いじめ防止対策のための年間計画（いじめ未然防止対策委員会にかかわって）】

4月	○いじめ未然防止対策委員会① 指導方針、指導計画の確認 ○いじめ防止職員研修（基本方針理解） ○いじめ対策方針説明会	10月	○いじめ未然防止対策委員会② 前期の取組と後期の取組の確認
5月		11月	
6月		12月	○人権集会
7月		1月	○後期の取組検証 いじめ調査②
8月	○人権研修会	2月	○いじめ防止基本方針説明
9月	○前期の取組検証 いじめ調査①	3月	○いじめ未然防止対策委員会③ 本年度のまとめ 次年度方針の見直し

※いじめ事案発生時は、校長が「いじめ対策委員会」を招集し、対応に当たる。

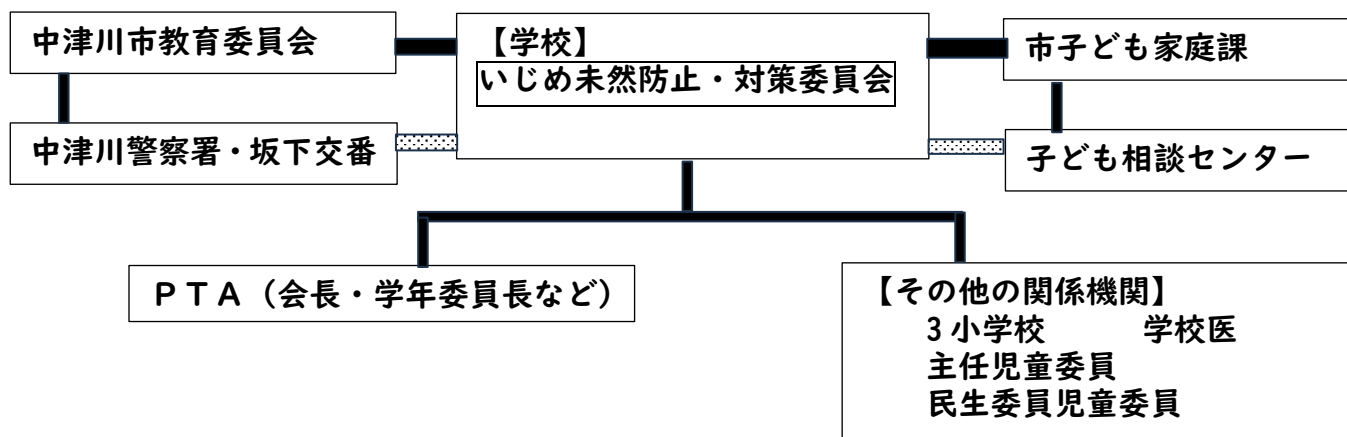
6 いじめ防止の対策のための年間計画

	未然防止	早期発見
	いじめ防止のための職員研修	
4 月	・生活・学習のきまり確認 ・要支援生徒についての入念な情報共有 ・意欲的な組織づくり 学級目標づくり ・人権の日の取組	・生徒保護者との信頼関係づくり ・日常の観察 ・心と身体健康調査①
5 月	・人権の日の取組 ・宿泊研修での関係づくり	・心と身体健康調査② ・日常の観察 ・家庭訪問での情報収集
6 月	・人権の日の取組 ・情報モラル講演会	・心と身体健康調査③ ・日常の観察
7 月	・人権の日の取組 ・体育祭取組指導①	・心と身体健康調査④ ・日常の観察 ・二者懇談
8 月	・命を大切にする指導	・心と身体健康調査⑤ ・日常の観察 ・部活動 体育祭の取組での観察
9 月	・人権の日の取組 ・体育祭取組指導② ・わかる授業づくり	・心と身体健康調査⑥ ・日常の観察 ・いじめ調査
10 月	・人権の日の取組 ・合唱祭取組指導 ・わかる授業づくり	・心と身体健康調査⑦ ・日常の観察 ・三者懇談
11 月	・人権の日の取組 ・人権集会に向けた取組み ・わかる授業づくり	・心と身体健康調査⑧ ・日常の観察
12 月	・人権の日の取組 ・人権集会を生かす取組	・心と身体健康調査⑨ ・日常の観察
1 月	・人権の日の取組 ・人権集会を生かす取組	・心と身体健康調査⑩ ・日常の観察 ・いじめ調査②
2 月	・人権の日の取組 ・継承感謝の会取組指導	・心と身体健康調査⑪ ・日常の観察 ・二者懇談
3 月	・人権の日の取組 ・卒業式 修了式 学級解散式	・心と身体健康調査⑫ ・日常の観察 ・問題行動調査

わかる授業づくり

情報の共有

7 関係機関との連携



関係機関連絡先

関係機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	65-1111
	学校教育課長	内線:4230
	生徒指導担当指導主事	内線:4231
中津川警察署		66-0110
坂下交番		75-3168
中津川消防署		66-1119
坂下分署		70-0119
坂下診療所		75-3118
中津川市民病院		66-1251
中津川市総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線:160
中津川市市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線:615
東濃子ども相談センター		0573-26-1111

<一般的な重大事態調査の流れ>

